

2018年3月議会 野村の討論（議案に対する賛否の理由）

議案第17号 平成29年度三鷹市一般会計補正予算（第5号）

〔反対討論〕

(1) 野村羊子委員（いのちが大事）

学校の長寿命化工事とトイレ改修工事については、国の補助金確保のため、来年度の工事予定を前倒しして実施するとの説明である。長寿命化は築年数が古い学校をまず実施、今後、老朽化度などの調査を全校に実施し、計画的に進めていくとのこと。トイレ改修は、洋式化率が低いところから実施しており、誰でもトイレ設置は14校との答弁があった。これも計画的に進めたいとの答弁だった。本来国が当初予算として確保し、計画的に実施できるようにすべきだと考えるが、適宜対応せざるを得ないこと、実施そのものは計画どおり行われていることは重要なことだと考える。

しかし、今後、高齢者がふえ、需要が増す市立特別養護老人ホームの廃止方針を決めたことは、その理由も、市民への説明も、進め方についても全く賛同できないため、廃止方針を決めたことによる収入減に対応するための特別養護老人ホームどんぐり山運営事業費の繰り出しについては認められない。

よって、本議案に反対する。

議案第18号 平成29年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

〔反対討論〕

(1) 野村羊子委員（いのちが大事）

市立特別養護老人ホームどんぐり山の廃止方針決定に伴い、利用者が激減したことによるサービス収入の減額と利用料収入の減額である。そのため、一般会計の繰り出し増額で対応する。本来設置条例において、サービスを提供するものとされている。サービスを求める人があれば提供し続けることが条例で定められた原則である。それを特別養護老人ホームは、待機者がいるにもかかわらず、それを断り、ショートステイは休止して他の施設に移行してもらい、デイサービスも新規受け入れを中止しているための利用者減である。事業継続であれば、空調設備等、大きな費用がかかる修繕なども終了し、繰り出しを減額できた可能性もある。

スタッフの確保については、確たる答弁がなかった。当初予定の指定管理料を確保するとだけであり、必要なスタッフが本当に確保され得るのか、心もとない。必要なスタッフ数を最後まで確保し続けることが可能なのか。そのため本当に必要な予算を確保していくことなのか。非常に疑問が残る。

したがって、市立特別養護老人ホームの公的責任の確保、必要性から、廃止方針には反対であり、それを前提の今回の補正予算には反対とする。

議案第 2 号 三鷹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

〔賛成討論〕

(1) 野村羊子委員（いのちが大事）

国や東京都の制度に準拠し、人事院、あるいは人事委員会勧告に倣っての退職手当の基本額の支給率の引き下げである。この間、景気回復や内需拡大のためとして、安倍政権の方針により、例月給与の引き上げが続いているが、一方で、さまざまな手当が削減されてきた。退職手当の大幅な減額により、ずっと勤め続けてきた人の生涯収入はマイナスになるとの答弁があった。行政サービスが複雑化し、より重要度が増している中、公務員の人材確保は重要であるが、トータルでの処遇切り下げは、それに逆行し、到底納得はできない。人材活躍と言いつつ、国や東京都に準拠するとばかりで、独自の対応がほとんど見られない市の対応も残念である。

しかしながら、労使合意が成立しているので、やむを得ず賛成とする。

議案第 14 号 三鷹市都市公園条例の一部を改正する条例

16 番（野村羊子さん）

この条例は、2017 年 6 月 15 日付施行の都市緑地法等の改正に伴うものです。都市公園内の運動施設の面積率を 50%以内としていた基準が参酌基準とされ、自治体によって条例で定めることが可能となりました。これは老朽化した施設の改修やバリアフリー化ができないこと、オリンピック対応等のために国際基準に合わせるための改築ができないことなどを理由に、自治体からの要望によって改正されたものです。

三鷹市内には都市公園が 38 カ所ありますが、運動施設があるのは防災公園のみで、運動施設面積率は約 42.4%です。該当する運動施設のある都市公園があるため、三鷹市での条例改正が必要となり、基準を拡大する必要がないことから、従前と同じ参酌基準の 50%を条例で定めることとしたものと理解しています。

将来的に運動施設の改築などで面積比率が 50%を超える必要が生じた場合は、計画を立てる段階で条例改正すれば間に合うとのこと。公園のオープンスペース面積は確保されていたほうがよいため、従前の基準を踏襲する本条例案に賛成をいたします。

議案第 19 号 平成 30 年度三鷹市一般会計予算

〔本会計に対する反対討論〕

野村羊子委員（いのちが大事）

2018 年度予算は、財政の見通しが厳しい中であっても、基礎自治体である三鷹市が、市民の暮らしを支え、「支えあう社会」構築のための施策をいかに実施できるかが問われているとの視点から審査を行った。

市庁舎等建てかえに関して、市民の理解を得るため、市民とともに考え検討するための公開の説明会や検討会を開催することを提案したが、既定の三鷹方式で行うとの答弁だった。そもそも、今が本当に建てかえの時期なのか、現在地が最適なのか、費用の考え方を含め、日程を優先することなく、市民合意を重ねる努力をすべきだが、そのような予算になっていない。

中央防災公園・元気創造プラザ・SUBARU 総合スポーツセンターは、1 月末現在で 900 件もの苦情・意見・要望があった。随時対応しているとの答弁だったが、きちんと整理、分析・評価をし、その内容を公表すべきである。指定管理者が対応するとの答弁だが、利用率減少の原因分析などを含め、2017 年度決算には市として結果報告をすることを求める。

社会保障・税番号制度について、システム改修整備費は 5 年間で総額 6 億 2,000 万円にも上り、うち国からの補助金は 1 億 2,500 万円でしかなかった。同時に、市民課の窓口対応には、時間とエネルギー、人手と費用がかかっている。加えて、現在行っている情報連携等は、従前からの庁内連携で可能だったものでしかない。いまだ未完成な制度で今後も対応が必要となるとの答弁だった。マイナンバーカードの交付は約 2 万 5,000 枚で 13% の普及率、進展は見られず、市民も必要性を感じていない状況である。費用と手間だけがかさむ「マイナンバー制度」は、一刻も早くやめるべきである。

元号改正に伴うシステム改修費は、およそ 5,400 万円予算計上しているが、国からの補助はない。この際、西暦表記への統一を提案したが、三鷹市公文規程に元号で例示してあるとのみの答弁だった。町田市は西暦表記と規定しており、変更は可能である。市民は、元号使用を強制されるものではない。世界に共通する西暦表記にすべきである。三鷹市の再検討を求める。

福祉住宅提供事業シルバーピアにおける体制のあり方や生活協力員の処遇のあり方について、単身高齢者の在宅を支える上で先駆的で必要な制度と考えるが、課題や困難さがあるとの答弁だった。持続可能な制度への検討がなされておらず、今までの取り組みや協議が生かされていない状況であり、問題である。

待機児解消のために私立認可保育園を整備し続けており、2018 年度は 25 園の

運営に加え4園ふえる予算となっている。保育の質の維持については、外部評価等を行うとの答弁であったが、むしろ職員のチームワークや保護者との関係構築など、支え合える保育現場をつくるための支援が必要であることを指摘し、具体的な対応を求めた。

介護人材確保のための予算を計上しているが、市内のユニット型特別養護老人ホームでは人材不足のため、定員まで入所を受け入れられない事態となっている。新たにユニット型個室の特別養護老人ホームの建設を予定し、建設費助成を計上しているが、新施設に介護職員が集まるのか、家賃補助などをどこまで見込むのか、今後の見込みが甘いと言わざるを得ない。

調布基地跡地に重度障がいの通所、短期入所、放課後デイを整備するに当たり、国の補助を確保できるからとして民設民営とするが、一方で障がい者支援制度の給付費では賄い切れないため、調布・三鷹・府中の3市で運営費の不足分を負担するとしている。そうであるなら、特別養護老人ホームどんぐり山が介護保険給付費で賄い切れないため、一般会計から繰り出しをしているのも当然である。市は、公平性をさまざまな場面で使うが、市自身のダブルスタンダードは許されない。社会保障、福祉は市民の命と暮らしを支えるものであり、市は公的責任としてそれを支えるべきである。

福島第一原子力発電所事故より7年が経過した。日常測定できる放射性セシウムは、半減期2年のセシウム134はほぼ10分の1に、半減期30年のセシウム137は15%減少で、全体としては3割の減衰率であり、今後は年2%程度しか減衰していかない。このような放射性物質の性質を踏まえ、給食食材は丸ごと1食ではなく個別の疑わしい食材のみの事前検査、空間放射線量測定ではなく疑わしい場所の土壌検査が必要であると提案したが、検討する姿勢すらなかったのは極めて残念である。

また、環境センター内に保管してあった第五中学校から除去された放射能汚染土が、撤去されたことは評価できるが、正式に報告されなかったのは遺憾である。

東京外郭環状道路建設は無駄な公共事業であり環境破壊、コミュニティ破壊そのものであり、一刻も早く工事を中止すべきである。しかし、現実に進行する工事被害を予防し縮減させるため、住民の要望を述べる。中央ジャンクション工事によって建設される地下構造物の全体像を示し、工事の現状、進捗状況を示し、市民の工事現場見学会を開催すべきである。市は事業者に要望し、現在、町会などに順次工事見学会を実施しているとの答弁だった。町会に属していない近隣住民や関係する市民は多岐にわたるので、当該年度、希望する市民が皆、工事現場見学できることを求める。

借地公園の用地買収を進めているが、学校用地を含め借地のあり方を、将来

を見通して検討すべきであると指摘した。相手があることなので、一方的な計画はできないとの答弁だが、方針を示し、財政フレームの中で借地契約を含む今後のあり方を検討していくべきである。

保育料を値上げするが、中途経過の報告もなく、決定事項として議会に報告されるだけである。今回は中堅層への影響が大きい値上げとなっており、納税意欲への影響が懸念される。保育料を条例化し、議会の議決事項とすべきである。

債権管理条例が施行され、滞納整理等を進める。格差が拡大し、生活困窮、あるいは余裕なく生活している市民がふえている中で、単に機械的な徴収強化では、行政が市民生活を破綻させることになりかねない。福祉的配慮を条例に書き込んであるが、新たな相談窓口の創設もなく、納付困難を抱えている市民に対して福祉的対応が保障されるとは言いがたい。徴収強化ありきになる恐れがある。庁内掲示のポスターなど、納税相談に来た市民をおどすようなことがあってはならない。

市民の最も身近な政府である基礎自治体は、市民の命・暮らしを支えるために、国がさまざまな切り下げを行ってきている中で、しっかり市民に寄り添う施策が求められるが、そうではない課題が幾つもあるため、2018年度一般会計予算案に反対する。

議案第 20 号 平成 30 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算

〔本会計に対する反対討論〕

野村羊子委員（いのちが大事）

国民健康保険制度の都道府県単位化によって、国費を投入し財政基盤を強化するとされた。しかし、財政支援の内実は中途半端なものでしかなく、医療水準や人口比などによって、三鷹市に配分された追加財源はわずか 2,000 万円であった。

一方では、基礎自治体は都道府県によって、標準保険料率や納めるべき納付金額を定められ、その中で市民負担となる保険税額を決めることを強いられる。生活実態とかけ離れたところで決められた金額であり、基礎自治体の自律性が奪われるような事態だと言わざるを得ない。結果的に、保険税値上げという形で被保険者にのしかかっている。

国民健康保険は、社会保険に加入できない自営業者や非正規労働者、年金生活者など生活実態が大変厳しい人が大半を占めている。そのような中で、今回の保険税値上げは生活に支障を来すことにつながりかねない。国民健康保険税は、たとえ収入がゼロであっても保険税が発生する。制度のはざまに落ち、何

年か分の多額の保険税を請求されるなど、公が市民の生活を破綻させることにつながりかねない。

国民健康保険制度は、最後のセーフティーネットである。憲法第 25 条に規定するように、国は、国民の命と健康を守る責務がある。都道府県単位化によって、地方自治体に押しつけることは、責任の放棄であると言わざるを得ない。

市民の負担増そのものに反対するとともに、自治体の自立性を奪うような制度改悪になりかねない都道府県単位化に賛成しかねる立場からも、本予算案に反対する。

議案第 21 号 平成 30 年度三鷹市下水道事業特別会計予算

〔本会計に対する討論〕なし

議案第 22 号 平成 30 年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算

〔本会計に対する反対討論〕

野村羊子委員（いのちが大事）

昨年 3 月、三鷹市は突然、市立特別養護老人ホームどんぐり山及び高齢者センターどんぐり山を閉鎖する方針を打ち出した。5 月中旬にはショートステイは打ち切られ、特養とデイサービスの利用者も別の施設への移行を求められている。これは、設置条例に違反するのではないか。

どんぐり山は、大きな窓からのロケーションや木製タイルの床、全館において消し装置の整備など、建設時に高環境を整備した。運営においても、公的施設として困難ケースの受け入れをしつつ、利用者、職員ともに明るい施設と評価される状態である。また、どんぐり山のデイサービスは、趣味活動やストレッチャー入浴設備などは、他では代替がきかないため、移りようがないとの利用者の声もある。

まさに、ハード・ソフトともに市民にとっての財産である。「2025 年問題」など、高齢社会が進行する中で公立の高齢者施設はますます必要になる。このような市民の宝物を放棄すべきではない。

市は、新たに三鷹市内に進出する民間の特別養護老人ホームに、利用者及び職員がセットで移転することを想定しているが、職員の処遇については現給保障のみで、それも 5 年、10 年先はわからないとの答弁だった。この間、市は、指定管理者である楽山会に経営改善を求め、職員の給与引き下げなど、介護人材が不足するさなかに処遇改悪を行ってきた。引き下げられた処遇のままの、それを保障されるだけでは職員にとって移転するインセンティブにはならない。

公の施設としての存続を訴え、どうしても民間移管が必要であるなら、楽山会が求めた三鷹市社会福祉事業団への移管の検討を求めてきた。副市長は事業団で協議はしたが困難であると答弁した。協議の日時の特定も議事録もない状態である。一方で市で内部の協議もないのであるから、楽山会の提案をまともに受けとめていない市の姿勢は大いに問題である。

さらに、指定管理期間終了後には市の直営にするとの方針が示された。実際の運営は、楽山会に委託をする、現在の楽山会の職員がそのまま移行し新法人に委託をするという2つの案が示された。法人と協議をしているとの答弁であったが、慎重な対応が求められる問題を生煮えのまま答弁する姿勢に強い憤りを禁じ得ない。

団塊の世代が後期高齢者となり、これまで以上に高齢者の生活困窮が進む中で、生活保護受給者の受け入れや家族の虐待などによる緊急保護など、三鷹市の果たすべき公的役割がますます高まっている中、市立特別養護老人ホームどんぐり山を廃止することは、市民の最後のセーフティーネットをなくすことであり、断じて許されない。

廃止には反対であるが、一方で現在の入所者・利用者が最後まで安全に施設にいられるように、職員の手当てを初め、きちんとした運営責任を果たすことを強く求めることを申し添え、本予算案に反対する。

議案第23号 平成30年度三鷹市介護保険事業特別会計予算

〔本会計に対する反対討論〕

野村羊子委員（いのちが大事）

今回の改定によって介護保険の保険料がさらに引き上げられ、基準額で年額6万6,000円から6万9,000円への引き上げとなる。保険料を支払う高齢者にとっては、国民健康保険税の引き上げとあわせて大きな負担増となる。介護保険制度発足時と比較すると保険料は約2倍となっている。

一方、1人当たりの介護給付はふえておらず、市民からも訪問介護の時間が短過ぎるなどサービス低下についての苦情をよく聞く。これ以上介護保険料を引き上げるとは困難である一方、介護給付はより求められることから、介護保険制度そのものの矛盾がきわまってきている。

また、三鷹市は、第七期の介護保険料の引き上げ要因の1つに、特別養護老人ホーム2カ所の増設を挙げている。しかし、ここ数年、ユニット型個室の特別養護老人ホームは介護人材の不足から、定員を埋めることができず経営困難となることが全国的に問題となっている。新設特養は介護保険料増にもはね返ることになる一方、施設の運営にはリスクをはらんでいる。

このようなときこそ、市で運営を確実に行うことができる自前の施設である
どんぐり山を維持することが、公のセーフティーネットを確保する自治体の責
務ではないのか。

必要なサービスを必要とする人に届けるとは言いがたい状態であり、保険料
を支払う意欲を減退させている。しかし、一定の年金収入がある人は、年金か
ら前もって差し引かれており、取られ損という思いを抱く結果になっている。
本来、食べること、暮らすことが最優先であり、その後で税の徴収があるべき
である。人が生きることを後回しさせてはならない。

介護保険料値上げと給付抑制となる制度改正に反対する立場から、本予算案
に反対する

議案第 24 号 平成 30 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算

〔本会計に対する反対討論〕

野村羊子委員（いのちが大事）

後期高齢者医療制度は、

- 1、高齢者の生活を保障すべき年金から、一律に差し引くことは生活費非課税原則に反する。
- 2、年金から差し引くことは、市への相談の機会すら奪い、生活困難を潜在化させる。
- 3、75 歳で区切ることにより、元気な人、逆にとても衰弱している人など個人によりさまざまであるにもかかわらず、一律に暦年齢で区切ることには無理があり、科学的根拠に乏しい。
- 4、制度発足当初より、当該の人からは「差別医療」であるとの悲鳴が上がっている。
- 5、「医療費削減」を競わせることにつながっている。
- 6、現役世代への特定保険料の負担が含まれている。
- 7、年齢で対象者を区切ることは、国民皆保険制度の破壊でしかない等々の問題点がある。

私たちは後期高齢者医療制度の早期廃止を一貫して主張しているが、国が抜本的改善をしようとする気配すらない。それどころか、さらなる負担を課し、必要な人に必要な医療を届けることができない事態になっている。

よって、本予算案に反対する。

議案第 25 号 三鷹市民センター立体駐車場整備工事請負契約の締結について

16 番（野村羊子さん）

私たちは、この立体駐車場建設、急ぐことはないと主張しております。駐輪場、和洋弓場建設も急ぐことはない。庁舎建てかえそのものについても、まあ、今の時点なのか、現在地なのかについて市民理解が十分に得られているとは思っていませんけれども、そうであればこそ、この今の時期に無理やりね、工事を急ぐことなく、費用対効果の面からも先延ばしできるものは先延ばしをして、検討の柔軟性を設けるというふうなことも含め、しっかりと先に延ばしても十分対応できるものだというふうに思っています。

したがって、拙速に入札を進めた今回の契約については反対といたします。

意見書（案）第 1 号 所有者不明土地等の空き家利用促進を求める意見書

16 番（野村羊子さん）

1945 年 3 月 26 日、73 年前の昨日始まった沖縄戦において、多くの住民が犠牲となりました。また、本島の中南部は焦土と化し、砲撃や基地建設により地形は変容し、原状確認が不可能なほど破壊され、同時に公図、公簿、土地台帳等も消失しました。1946 年から 51 年に、土地所有権認定作業が行われましたが、所有者不明土地が多く残され、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第 62 条の規定に基づき、土地の地目が墓地、寺社等の場合は市町村が、それ以外の地目は沖縄県が管理を行っています。2015 年 3 月末で、所有者不明土地は約 98.4 ヘクタールとなっています。沖縄県は現在でも、本来の土地所有者に返還すべく調査を続けていますが、当時子どもだった生存者たちは、具体的な証拠を示すことができず、返還申請ができずにいるのが現状です。

一方、本土の山林等にも共同所有してきた入会地など、大勢の所有者がいる場合、相続者が確定せず、登記されずに放置されている土地など、さまざまな事情の多くの所有者不明土地が存在します。2015 年 4 月、国交省は、所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会を設置し、2016 年 3 月には所有者探索・利活用ガイドラインを策定、フォローアップを続けています。このガイドラインで、既に登記の促進や円滑な所有者探索への環境整備などを掲げています。しかし、山の手入れをして、保水能力など地力を上げるような保全活動が、今求められているにもかかわらず、道路建設等の土木的公共事業を実施しようとするのは論外です。ダムや高速道路など、既に必要のない無駄で環境破壊の公共事業の計画を変更、廃止できない現状において、公共的事業の利用促進は危ういと言わざるを得ません。

地方の現場で問題になっているのは、山林の植樹を伐採して、その後、植樹せずに放置すること、あるいは斜面を利用して樹木を伐採し、メガソーラーを

設置するなど、環境破壊にしかならない事業が横行していることにあると考えます。公益性をどのように判断するか、難しい問題です。

さらに都市部では、中心市街地でスポンジ状に空き家・空き地がふえていくにもかかわらず、その外側の市街化調整区域が開発されていく状況があります。このような都市計画での規制緩和への対応が必要なものが、きちんと対処されていないのが問題ではないでしょうか。山林や農地、段々畑などを保全するための方策、さらには都市部で、既にインフラ整備された市街地の集積を促進する方策など、解決すべき問題は山積みです。さまざまな立場からさまざまな場面を想定した議論を積み重ねる必要があります。十分な議論を経ないまま、拙速に新制度、新たな法律をつくることは避けなければなりません。規制緩和によって失っているものを、いま一度見直すべきです。

財産権は憲法に保障されている基本的人権の1つであることを鑑み、議論が尽くされたと言いがたい、現段階における所有者不明土地の公共的事業の活用や収用を促すことは時期尚早です。したがって、この意見書（案）には反対いたします。